年末年始の業務日程について

年末年始の業務日程などについて、下記のとおりお知らせしますので ご確認ください。

公共施設の営業日程について

■役場庁舎

12月29日(火)~1月3日(日)・・・閉庁

1月4日(月)~通常営業

※年末年始の閉庁期間においても、出生届や死 亡届などの戸籍の届け出は受け付けます。

■社会体育施設

- ・芝山町総合運動場(テニスコートや武道館など)
- 農業者トレーニングセンター(アリーナ)
- ・芝山町スポーツ広場 12月28日(月)~1月4日(月)・・・休館 1月5日(火)~通常営業
- 芝山公園球場

12月1日(火)~2月28日(日)までの期間、芝休

養のため休館となります。

■芝山文化センター

12月28日(月)~1月4日(月)・・・休館

1月5日(火)~通常営業

■芝山古墳・はにわ博物館(臨時休館)

12月1日火~3月31日水の期間、施設改修の ため臨時休館となります。

■中央公民館

12月28日(月)~ 1月4日(月)・・・休館

1月5日(火)~通常営業

■福祉センター「やすらぎの里」

12月28日(月)~1月4日(月)・・・休館

1月5日(火)~通常営業

関連業務について

■ごみの収集・その他の業務

業務の種類	年 末 (最終日)	年 始 (開始日)	
可燃ごみ	12月29日(火)	1月5日(火)	
不燃・資源・ 有害ごみ	12月21日(月)	1月4日(月)	
粗 大 ご み (自宅回収)※1	12月25日金	1月8日金	
粗 大 ご み (持込み)※1	12月28日(月)	1月4日(月)	
し尿処理 ※2	12月28日(月)	1月4日(月)	
火 葬	12月29日(火)	1月6日炒	

※1) 自宅回収は「回収日前日」まで、持ち込 みは「当日」に山武郡市環境衛生組合へ電話 でお申し込みください。

※2) 年内に臨時の収集を希望される場合は、 12月15日火までに環境衛生課料金係へご連絡 ください。

○問合せ

(ごみ) 山武郡市環境衛生組合 **☎**0479−86−3516

(し尿)環境アクアプラント **☎**0475−54−0531

(火葬) 山武郡市広域斎場 **☎**0475−55−6360

■公共交通の運行

〈空港シャトルバス〉

運休なし

〈芝山ふれあいバス〉

12月29日(火)~1月3日(日)・・・運休 1月4日(月)~通常運行

〈芝山あいあいタクシー〉

12月29日(火)~1月3日(日)・・・運休

1月4日(月)~通常運行

干葉県災害義援金

申請はお済みですか?

❸ 総務課 自治振興係 ☎77 - 3903

自治振興係にてお手続きをお願いいたします。 でとなっております。申請を希望される方は、お早めに総務課 千葉県災害義援金の交付申請期限は、令和3年3月3日泳ま

千葉県災害義援金とは

て、 配分します。 会において決定した基準により 害により被災された方に対し 10月25日の大雨までの一連の災 金を千葉県災害義援金配分委員 令和元年台風第15号から同年 県内外より寄せられた義援

配分方法

に振り込みます。 申請に基づき、世帯主の口座

※支給にあたって通知書などは 理者」となります。 記帳の宛名は「芝山町会計管 ただきます。なお、通帳への をもって通知に代えさせてい いただいた口座への振り込み 送付いたしません。指定して

申請方法

◎窓口による申請 ■受付時間 月~金曜日

(祝日

受付場所

自治振興係 芝山町役場南庁舎

一窓口に持参する書類

本人確認ができる書類 免許証、 健康保険証など) (運転

振込先口座が確認できる書類 (通帳、キャッシュカードなど)

り災証明書

◎郵送による申請

芝山町総務課自治振興係 692山武郡芝山町小池992 してください。 一申請期日 申請書および提出書類を郵送 (\overline{\pi} 289 | 1

一提出書類

※当日消印有効となります。

令和3年3月3日水

請書 令和元年千葉県災害義援金申

ピー 本人確認ができる書類のコ (運転免許証、 健康保険

5時15分 を除く)午前8時30分~午後

り、住んでいた家屋が下記表の および同年10月25日の大雨によ

令和元年台風第15号、第19号

被害を受けられた世帯。

の記載内 被害の

総務課

注意事項

容で確認します。 状況は「り災証明書.

る場合がありますので、記載漏 り、支給ができなくなったりす 場合、支給までに時間を要した いただく場合があります。この た場合は、個別にご連絡させて れや誤りがないようにご注意く 申請書の記載誤りなどがあっ



▲令和元年台風被害の様子

区	分	説明	配分金額
全	壊	「全壊」と判定された世帯 または被災者生活再建支援制度の「解体」に該当する世帯	3 0 万円
半	壊	「半壊」または「大規模半壊」と判定された世帯	15万円
床上	浸 水	床上浸水により「一部破損」と判定された世帯	3万円
床上浸	水以外	「一部破損」と判定された世帯(床上浸水を除く)	1 万円

証など)

り災証明書のコピー 対象となる方・配分金額 振込先口座が確認できる書類 カードなど) のコピー(通帳、 キャッシュ

ださい。